

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する

政令案要綱

第一 集団移転促進事業の対象となる地方公共団体が整備する住宅の用に供する一団の土地の規模を集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数に応じ五戸を下らない範囲内で国土交通省令で定める戸数とするものとする。

(第一条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする。